

スポーツ・コンベンションセンター設計業務
公募資料への事業者からの質問に対する回答について
～ 1 回目の質問（参加表明書に関する内容）～

- ・ スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募資料への事業者からの質問（参加表明書に関する内容）に対する回答を公表します。
- ・ 質問は原文のまま掲載していますが、明らかな誤字・脱字及び表記・該当箇所の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

令和 7 年10月24日

鹿児島県

スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募資料への事業者からの質問に対する回答について ～1回目の質問（参加表明書に関する内容）～

No.	資料名	頁	質 問	回 答
1	公募型プロポーザル説明書	2	3(2)ウ 「総合、構造、電気設備、機械設備及び積算のそれぞれの分野を統括する直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を配置できること。」とありますが、協力会社で主任技術者を配置することは可能でしょうか？	御理解のとおり可能です。 協力事務所を活用する場合は、3(1)の要件を全て満たした上で、「協力事務所同意書・誓約書（様式6）」を提出してください。
2	公募型プロポーザル説明書	3 7 31	参加表明書の提出書類(ウ)協力事務所同意書・誓約書（様式6）は、主任技術者として配置予定の協力事務所と考えてよろしいですか。また、測量調査業務、地質調査業務等の専門業者や、現時点では想定が困難な各種シミュレーション等の協力業者は対象外と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
3	公募型プロポーザル説明書	3	プロポーザル参加する協力事務所は、「2P：3参加資格要件(1)共通事項」を満たせば、複数のグループに参加可能ですか。	協力事務所については、3(1)の要件を全て満たせば、本プロポーザルに参加する複数の単体企業又は設計共同企業体の協力事務所として参加することは可能です。 ただし、プロポーザル参加者の協力事務所となっている場合、単体企業又は設計共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加することはできません。
4	公募型プロポーザル説明書	3 33 35 ～ 40	3(2)参加者に必要な資格のうち、才欄に記載のある実績は用途の制限はありませんが、（様式8）及び（様式9-1）～（様式9-6）では同種類似業務の用途の制限がございます。同種類似業務の実績については評価の対象にはなるが、同種類似業務の実績がなくても3,000㎡以上の実績があれば参加資格は満たせると考えてよいでしょうか？	御理解のとおりです。
5	公募型プロポーザル説明書	3	3(3)設計共同企業体であるプロポーザル参加者に必要な資格の「エ」に「いずれの構成員も、(2)のアからウの要件を満たすこと」とありますが、全ての構成員がウの要件（＝総合、構造、電気、機械、積算の主任技術者を配置できること）が必要でしょうか。「いずれの構成員も(2)のアからイの要件を満たすこと」と読み替えることは可能でしょうか。	設計共同企業体として、総合、構造、電気設備、機械設備及び積算について、それぞれの分野に各1名の主任技術者を配置してください。

スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募資料への事業者からの質問に対する回答について ～1回目の質問（参加表明書に関する内容）～

No.	資料名	頁	質 問	回 答
6	公募型プロポーザル説明書	3 7	5(5)参加表明書の提出（⑤）(カ)参加者の実績は、設計共同企業体の場合でも1物件のみの提出でよろしいでしょうか。構成企業各社分は不要と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。 設計共同企業体の場合、代表となる構成員が3(2)オの実績を満たす必要があります。
7	公募型プロポーザル説明書	7	5(5)参加表明書の提出（⑤）(キ)会社概要 資格毎の技術者数における、記載が必要となる資格名をご教授ください。また、構成企業各社分は不要と考えてよろしいでしょうか。	建築設計に係る資格全般について記載いただくことを想定しています。 また、お尋ねの「会社概要」については、構成員全社分の提出が必要です。
8	公募型プロポーザル説明書	7 24	「添付資料⑥会社概要（任意様式、A4版。資格毎の技術者数を明記すること。）」とありますが、A4版であれば枚数は問わずとの考えでお間違いないでしょうか。	御理解のとおりです。
9	公募型プロポーザル説明書	7	5(5)参加表明書の提出（⑤）(ク)入札参加資格審査結果の通知書は共同企業体を構成する企業が対象で、協力事務所は不要と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。